

論文

伊犁通商条約（1851年）の締結過程から見た ロシア帝国の対清外交

塩谷 哲史

Imperial Russian Diplomacy toward the Qing Empire: An Analysis of the Kulja Treaty Negotiation Process (1851)

SHIOYA Akifumi

Abstract

Scholars have evaluated differently the Treaty of Kulja, signed between Imperial Russia and the Qing Empire in 1851. While Chinese scholars claimed that the treaty, like the Nanjing Treaty of 1842, was an unequal one, the Soviet Union and Russian scholars evaluated it as the government's recognition of normalization of private trade between Western Siberia and Xinjiang that developed in the first half of the nineteenth century. However, Japanese scholars argued, by comparing the provisions of the treaty with those of the Kyakhta Treaty, that it was a mere continuation of the latter, and that the Treaty of Kulja was not recognized as 'unequal' among the Qing officials during its creation. The motivation of the Imperial Russian government in changing traditional Russo-Chinese relations is analyzed by studying the negotiation process during the signing of the Treaty of Kulja, based on diplomatic archival documents of Imperial Russia. The author claims Russia, through the negotiation process, tried to gain several free trade privileges as Britain did in Qing China after the First Opium War, in order to compete with the expected influx of British manufactured products into Chinese markets. Additionally, Russia tried to grant Asian (mainly Khoqandian) merchants involved in trade between Western Siberia and Xinjiang Imperial Russian citizenship by announcing its trade regulations with Western China in 1852.

Keywords

Russo-Chinese Relations, Asiatic Department of the Ministry of Foreign Affairs (Imperial Russia), Egor Petrovich Kovalevskii, Free Trade, Anglo-Russian Rivalry

I. はじめに

本論は、1851年7月25日露清両国が締結した伊犁通商条約¹の交渉過程を考察することで、当時のロシア帝国の清朝に対する外交政策のあり方の一端を明らかにする。

露清両国が締結した1689年のネルチンスク、1728年のキャフタ²の両条約は、その後の両者の関係を規定した。これらの条約により、両国は外モンゴルの国境を画定し、ロシアは派遣した隊商を通じて北京での官営貿易を認められた³。1840-1842年の第一次アヘン戦争とその戦後処理を約した1842年の南京条約を皮切りとした諸条約締結を経て、清朝と欧米諸国（英仏米）との関係には変化が見られた。ロシアは当初、キャフタ貿易の存続を重視し、欧米諸国の動きに同調することはなかったとされる。しかし、1840年代末から両国の関係は変化していった。1849年から1857年にかけて、東シベリア総督ムラヴィヨフ N. N. Murav'ev（在任1847-1861年）が中心となり、アムール流域の探検、入植を進めた。その結果1858年、ムラヴィヨフは清朝の奕山らと愛琿条約を締結して、アムール流域の領有を認めさせた。さらに第二次アヘン戦争（1857-1860年）に際して両国は天津（1858年）、北京（1860年）の両条約を締結し、愛琿条約の内容を確認するとともに、ロシアは清朝領内の沿海部開港地において欧米諸国と同等の権利、および新疆で新たにカシュガルでの領事任命と商館設置の権利を獲得した。ここにネルチンスク、キャフタ両条約以来の伝統的な露清関係は解体し、両者の関係は清朝と欧米諸国との関係と同様に、ロシアに有利な関係に変化した。

伊犁通商条約は、キャフタ条約以降初めて露清間で締結された条約で、清朝と欧米諸国との関係が変化する時期に締結された。この条約の結果、ロシアは新疆北部のイリ、タルバガタイ⁴における自由貿易・無関税貿易権（第2条・第3条）、領事任命権（第2条・第9条）、領事裁判権を中心とする治外法権（第7条・第10条・第11条）、居住権（第8条・第13条）、布教権（第14条）を獲得したとされる（羽田1961: 736）。このように伊犁通商条約は、ロシアに有利な条約であるように見える。確かに中国の研究者たちは、この条約を清英間の南京条約と同等の不平等条約と見なしてきた（厲1993: 51-60, 米2005: 46-60）。一方で、ソ連とロシアの研究者たちは、露清関係が「断続的關係」から「恒常的關係」に転換する契機であり（サヴィン1935）、西シベリア＝新

疆間で発展しつつあった民間貿易を条約によって公認したと評価している（Kuznetsov 1973: 110-119, Antonov 1982, Gurevich 1983: 262-273, Kasymbaev 1996: 70-90, Aldabek 2001: 70-114）。また羽田（1961）、吉田（1974: 216-220）はこの条約を、清朝がキャフタ条約の延長線上で自発的に締結した条約であったが、その結果はロシアの「帝国主義的」侵略を招くことになったと指摘し、同条約を清朝にとって一方的に不利な不平等条約とする見方や、露清関係の転換点とする見方を批判した。この批判は大筋で受け入れられている（柳澤2009: 197, 野田2011: 254）。しかし中国や日本での研究は、清朝側の史料に依拠し、ロシア側の史料の利用が十分ではない⁵。またソ連および旧ソ連諸国（ロシア、カザフスタン）では同条約締結前後の露清関係に多くの研究蓄積があり、条約締結交渉に至る過程や、ロシア全権に与えられた訓令および条約の条文に関する分析がなされている（Aldabek 2001: 97-109 など）。しかし、1851年7月にイリで行われた条約締結交渉の経過はいまだ不明な点が多く、またこれまでの議論は西シベリア＝新疆間の露清関係に視野が限定されていて、当時のロシア政府の対清外交転換の試みの文脈の中に、伊犁通商条約を位置づけることに成功していない。

本論は、ロシア国民図書館手稿部（OR RNB）に所蔵される、伊犁通商条約のロシア側全権コヴァレフスキー Egor Petrovich Kovalevskii（生没1811-1868年）のフォンドの関連文書群（OR RNB: f. 356 [E. P. Kovalevskii], op. 1, dd. 64-86）を利用して、ロシア側から見た伊犁通商条約締結の意図と過程およびその背景を明らかにする⁶。とりわけ重要な史料は、同フォンド第1目録第79案件の「中国西部クリジャ行の発信・受信簿 *Iskhodiashchii i vykhodiashchii zhurnal ekspeditsii v Kul'dzhu-zapadnyi Kitai*」で、イリに派遣されたロシア使節が、1851年6月2日から1851年11月23日にかけて発信・受信した書簡、報告書の草稿や写し、清朝側から送られた満洲語書簡のロシア語訳、条約案など73件の手書き文が含まれ、51葉からなっている。この中には、同年7月12日に清朝側が提案した条約案のロシア語訳など、これまで知られていない内容が含まれており、本論ではこの新史料の考察が中心となる。さらに、ウズベキスタン中央国立文書館（TsGARUZ）に所蔵されるトルキスタン総督官房のフォンド中の「中国西部諸都市との通商開放について *O otkrytii torgovli s Zapadnymi gorodami Kitaia*」を参照する（TsGARUZ: f. 1, op. 32, d. 366）。本文書群は、おそらくロシア軍のイリ占領（1871-1881年）に際してトルキスタン総督府が参照したと考えられる、条約締結後にイリ、タルバガタイに派遣されたロシア領事への訓令、1850年代前半に彼らが外務省に提出した年次報告、および彼らと西シベリア総督との往復書簡の写しを集めたものである。

以下本論は、第2章で、伊犁通商条約締結交渉に至る19世紀前半のロシア政府の対清外交のあ

1 * 本論の月日の表記は原則として断りがない限り、ロシアのユリウス暦により算用数字で示している。

** 引用文中の〔 〕は著者が補足した部分を指す。

正式名称は、「両国臣民のための、イリとタルバガタイにおける貿易を開く通商条約 *Torgovyi traktat dlia poddannikh oboikh gosudarstv. Koim otkrybaetsia torgovlia v Ili i Tarbagatae*」（ロシア語）または「伊犁塔爾巴哈台通商章程」（漢語）（野田2011: 254）。

2 その後、1768年、1792年の二度にわたり改定された。

3 1754年を最後に北京への官営隊商の派遣は行われず、両国の貿易はキャフタにおける国境貿易へと限られていった。キャフタ条約の締結とその後の改定の過程、および1830年代までのキャフタ貿易については、柳澤（2013）、澁谷（2010）、森永（2010）などを参照。

4 ロシア語ではそれぞれクリジャ *Kul'dzha*、チュグチャク *Chuguchak* と呼ばれた。

5 野田（2011）は、同条約締結に至るまでの新疆＝西シベリア間の貿易の展開および露清両国の交渉を、両国の一次史料にもとづき明らかにしたが、イリでの条約交渉に関しては清朝側の史料にもとづき検討している（野田2011: 251-255）。

6 ただし本論では、根本史料となるロシア帝国外交文書館（*Arkhiv vneshnei politiki Rossiiskoi imperii*）と中国第一歴史档案馆の所蔵文書を利用できなかった。前者については中見（1996）、澁谷（2002）を参照。また後者に所蔵される満文俄羅斯档については、柳澤（2001）を参照。

り方について述べる。第3章では、これまで清朝側史料によって再構成されてきた、1851年7月のイリでの条約締結交渉の経過を、ロシア側史料を用いて再検討する。そして第4章では、ロシア政府が同条約と、それに合わせて公布した「中国西部との通商規程」に込めた意図を検討し、同条約の露清関係およびロシアの中央アジア進出の文脈における意義を明らかにする。

II. イリでの条約締結交渉へ

1. イリでの条約締結交渉の背景

まず、おもに先行研究にもとづきながら、19世紀前半の露清関係とその中のロシアの対清外交の展開を解説し、伊犁通商条約締結交渉に至る道程を明らかにしたい。

18-19世紀転換期において、露清関係は国境問題と貿易において安定していたと言える。両国の国境はネルチンスク・キャフタ両条約によって、オホーツク海からサヤン山脈に至るまで、曖昧な部分を残しながらも画定されていた。またキャフタ条約にもとづく国境貿易は、18世紀中にしばしば中断したものの、1792年のキャフタ追加条約（キャフタ市約）締結後は中断もなく、貿易額は不断に増加した（柳澤 2010: 80, 吉田 1963）。19世紀前半のキャフタ貿易は、当初茶と毛皮、その後次第に茶と毛織物、綿布などのロシア工業製品の交換を軸に発展し、1830年代から1840年代初めにかけて黄金期を現出した（吉田 1963: 59, 吉田 1974: 191-195）。

両国間の交渉は、公式にはロシア元老院と清朝理藩院との間で行われ、清朝は来訪するロシア使節を朝貢使として扱った。それ以外にも、中央・地方当局間での文書往復、キャフタ等での官員同士の接触など恒常的な外交のチャンネルが存在した。ただしロシア側が主導した、1803年のルミャンツェフの提言による広東貿易への参入の試みや、1805年のゴロフキン使節による露清国境全域での貿易許可、広東の寄港権などを求めた北京での交渉の試みは失敗に終わった（吉田 1974: 187-191, 柳澤 2010: 80-81）。

アヘン戦争以降、欧米諸国の中国市場への進出とロシア極東に対する接近が現実味を帯びると、ロシア政府内に対清外交を積極的なものに転換する動きが現れた（柳澤 2010: 81）。さらにロシア政府内では、この転換を現実化する基盤が形成されつつあった。第一に、1819年にアジア局 *Aziatskii departament* が設立され、北京に派遣を許されていた正教伝道団 *Dukhovnaia missiia* を利用しながら、対清外交政策決定に重要な役割を果たすようになった。1802年に設立された外務省は、それまでの外務参議会 *Kollegiia inostrannykh del* の機能を吸収しながら、1832年までに再編を繰り返した。その過程で、オスマン帝国から清朝、日本に至るまでの東方諸国との外交政策の諮問・協議に特化したアジア局が設立され、外務省の部局として機能し始めた（Ritchie 1970: 96-103, 109-114, 121-125, 127-130）⁷。アジア局は、通訳の養成にも貢献した東洋言語学院の監督、上部機関であ

7 アジア局は、3つの部門に分かれていた。第1部門はオスマン帝国、ギリシアとの関係、第2部門はイラン、カフカース、カザフ、中央アジアの諸ハン国、清朝との関係、第3部門は、局内行政・財務をそれぞれ監督した（Ritchie 1970: 127-130）。

るアジア委員会 *Aziatskaia komissiia* との連絡調整、東方諸国の大使館・領事館の運営、アストラハン、オレンブルグ、東西シベリアの国内当局との国境保全に関する交渉、東方諸国との間の伝達文書の保管、文書館の運営といった任務を遂行した（Ritchie 1970: 129）。また北京伝道団は、1715年の第1次以降、ほぼ10年交替で派遣が続き、彼らを通じてロシアには中国に関する知識がもたらされた⁸。さらに1809年以降になると、アジア局が伝道団の掌院 *arkhimandrit* や、伝道団の交替時に派遣される護衛 *pristav* に、東洋言語学院の卒業生や官僚を任命するようになり、彼らには情報収集や外交交渉が託されるようになった（Ritchie 1970: 115-118）⁹。1840-1860年代に中央政府において清朝との外交交渉を担ったリュビーモフ *N. I. Liubimov*、コヴァレフスキー、1860年に全権として北京条約を締結することになるイグナチエフ *P. N. Ignat'ev* らは、アジア局から訓令を受け、伝道団に護衛として加わり、清朝領内や中央アジアに滞在した経験を持っていた。

第二に、清朝との国境地帯を含むアジア・ロシアには、「個人的・カリスマ的・状況即応的権力」としての性格を持つ総督制が導入されていた。そしてアジア・ロシアの行政改革に最大の発言力を持っていたのは、外務省アジア局と中央政府内で総督を管轄する陸軍参謀本部アジア局であった。こうした制度は、アジア・ロシアの内政をロシアの対外政策と結合する上で都合がよかった（松里 2008: 298-300）。ニコライ1世（在位 1825-1855年）はそうした総督に、対外的に積極的な政策を採る総督たちを起用した。オレンブルグ総督（在任 1833-1842, 1851-1857年）を務め、1839-1840年のヒヴァ遠征、1853年のコーカンド・ハン国のアク・マスジド要塞占領を指揮したペロフスキー *V. A. Perovskii* や、東シベリア総督としてアムール流域の軍事占領を進めたムラヴィヨフはその代表例である。こうした現地の総督が、清朝を含むアジア諸国との条約内容の履行を直近で監督することになる¹⁰。

第三に、アヘン戦争後、露清貿易をキャフタのみに依存した状況を改善しようとする声が政府内で高まった。ニコライ1世の命令で、外務省アジア局長セニャーヴィン *L. G. Seniavin*¹¹、同副局長リュビーモフ、海軍少尉プチャーチン *E. V. Putiatin* ら外務省、財務省、海軍省の代表5名により組織されたキャフタ貿易に関する特別委員会は、1843年6月9日の会議で、広東その他の開港地に代表 *doverennoe litso* を派遣し、貿易の状況を調査させる必要があると結論した（RGAVMF: f. 19, op. 4, d. 477, ll. 12-33ob.）。また同じメンバーが出席した同年12月15日の会議は、イギリスを始め

8 北京伝道団については、Veselovskii (1905)、吉田 (1974: 200-209)、陳 (2008) を参照。

9 ただし1820-1821年伝道団の交替に際して護衛として派遣されたチムコフスキー *E. F. Timkovskii* について、吉田 (1974: 191) は「政治上の用務は何もない」と述べている。

10 伊犁通商条約の第16条では、条約締結後の露清間の交渉を、清朝の伊犁將軍とロシアの西シベリア総督が行うこととされた（*Sbornik*: 101, 108）。駐イリ、タルバガタイのロシア領事には、重要案件は外務省アジア局と西シベリア総督に、至急を要する案件は同総督に照会し、また同総督の要請はすべてしかるべく実施するよう訓令が出された（TsGARUz: f. 1, op. 32, d. 366, l. 78ob.-79）。

11 セニャーヴィンはアジア局に勤務し（1822-1848年）、同局長（1841-1848年）、外務副大臣（1850-1852年）を歴任した（Ritchie 1970: 133）。

とする欧米諸国が清朝と次々に通商条約を締結して、中国市場に進出を図っている状況を確認し、それに対抗する手段の一つとして、キャフタに集中している清朝との貿易を別の地点でも開く必要があると述べている。そして同会議は、中国西部との貿易、すなわち新疆＝西シベリア間の貿易の可能性に注目した（米 2005: 36-37）¹²。しかし、ネッセリローデ K. V. Nessel'rode 外相（在任 1816-1856 年）とヴロンチェンコ F. P. Vronchenko 蔵相（在任 1844-1852 年）は、ともに積極的な姿勢を示さなかった。彼らは、キャフタ貿易で提供されるロシア商品の価格低減と品質改善など国内政策を優先し、キャフタ以外に新疆＝西シベリア間、およびアムール川を利用した露清貿易発展の可能性を認識しながらも、これらについては情報収集を優先し、清朝との外交交渉の開始には反対した（Startsev 2014: 71-81, Khokhlov 1993: 199-201）。このため、ブチャーチンの清朝領内の開港地への派遣と貿易状況の調査は延期され（麓 2014: 47）、ただ 1845 年 6 月から 12 月にかけてのリュビーモフの新疆潜入が実現した（Aldabek 2001: 84-88, 米 2005: 37-38）¹³。このリュビーモフの新疆潜入とその貿易報告が契機となって（野田 2011: 252）、1846 年 6 月ネッセリローデとヴロンチェンコはニコライ 1 世に上申書を提出し、元老院と理藩院との直接交渉ではなく、北京伝道団掌院を経由した間接的な交渉により、西シベリア＝新疆間の民間貿易を条約にもとづく公式貿易へと転換するための試みに着手することを提案し、1846 年 9 月末ニコライ 1 世の勅認を得た（Aldabek 2001: 90-91）¹⁴。

こうして、ロシア中央政府内で、外務省アジア局、北京伝道団が中心となり、外交交渉を通じてキャフタ条約以来の露清関係を転換させようとする試みが始まった。1847 年 7 月第 12 次北京伝道団（1840-1850 年）のポリカルプ掌院は、イリ、タルバガタイ、カシュガルの通商開放を求める元老院の書簡を理藩院に提出したが、その回答は、道光帝への上奏も行わずに拒否するという内容であった。しかしネッセリローデは、ポリカルプからの報告にもとづき、清朝中央の回答が断固拒否ではないとの感触を得て、働きかけを継続すべきであるとニコライ 1 世に上申している（Startsev 2014: 98-100）。そして 1848 年 5 月ポリカルプ掌院を通じて二度目の、1850 年 1 月にはパルラディ Palladii Kafarov 掌院率いる第 13 次北京伝道団（1850-1857 年）派遣に伴い、護衛として同行したコヴァレフスキーを通じて三度目の要求をそれぞれ理藩院に対して行った。コヴァレフスキーは、

12 なおロシア政府内では、すでに 1760 年代からキャフタ以外の地での取引の可能性の一つとして、新疆＝西シベリア間の貿易が注目されていた（野田 2011: 185）。

13 当時清朝は新疆において原則カザフ人と「アンディジャン人」のみに貿易を許可し、ロシア人のそれを認めていなかった（Fletcher 1978a: 329-330, 野田 2011: 192-197）。

14 さらに新たな条約締結を通じた、新疆経由でロシアに流入するようになっていた密輸茶の取り締まり、および 1842 年に特許状が復活した露米会社の、新疆での毛皮の販売の可能性も期待された。また 1848 年の露米会社船の上海寄港も、この毛皮の販売が主要な目的であった（Sladkovskii 1974: 209-210, Tikhmenev 1861: 163-166）。とくに 1846 年から、ロシア政府内では新疆方面からの茶の密輸が注目されるようになった。キャフタ以外からの茶の流入に伴う関税収入の減少を懸念する政府内の意見については、Khokhlov（1982: 141-142）を参照。

1850 年 5 月 2 日の北京出立までに回答を受け取ることはできずに帰国した。しかし彼はアジア局に対して、1854 年に控えた南京条約更改をめぐるイギリスとの交渉を前に、清朝がロシアの仲介を頼り、新たな貿易地点を開放する可能性は高いと述べて、楽観的な観測を示している（OR RNB: f. 356, op. 1, d. 86, l. 15-15ob.）。実際に、コヴァレフスキーの書簡伝達を受けて、清朝中央でも本格的な検討が始まり、コヴァレフスキーの北京出立と同日の 5 月 2 日に咸豊帝は、カシュガルを除くイリ、タルバガタイの開放についての理藩院の奏文を勅認し、翌年イリで通商条約締結交渉を行うことを決定した（野田 2011: 251-253）。そして 9 月 8 日付で、元老院は理藩院に対して、全権コヴァレフスキーをイリに派遣する旨を通知した。

ここで、全権に選ばれたコヴァレフスキーの経歴について述べておきたい。彼は、1828 年ハリコフ大学を卒業して、鉱山局に勤務した。そして 1837 年モンテネグロ、1847 年エジプトにそれぞれ鉱山開発支援のために派遣された。また 1839-1840 年のヒヴァ遠征、1853-1856 年のクリミア戦争に従軍している。さらに 1840 年、1849 年、1851 年の三度にわたり、新疆に向かう隊商に随行した旅行、上述の第 13 次北京伝道団派遣時の護衛、そして伊犁通商条約締結交渉の全権として清朝領内に赴いた（Val'skaia 1956: 127-156）。ゴルチャコフ A. M. Gorchakov と親交があり、彼が外相に就任すると（在任 1856-1882 年）、コヴァレフスキーはアジア局長に任命された（在任 1856-1861 年）¹⁵。このようにコヴァレフスキーは、ニコライ 1 世期のロシア政府が東方問題に深く関与し、またオスマン帝国から清朝に至るアジア諸国・地域との外交関係をアジア局の管轄へと組織化していく過程で、現地での外交交渉に臨みながら同局の活動を担った外交官の一人であった¹⁶。

2. コヴァレフスキー宛の訓令

コヴァレフスキーのイリへの出発に先立ち、1851 年 4 月 30 日付でセニャーヴィンは、コヴァレフスキーに 179 号訓令および 180 号訓令補遺を与えた（OR RNB: f. 356, op. 1, d. 76）。その内容は、179 号訓令にある、①イリ、タルバガタイの通商開放に関する交渉方法、②カシュガルの通商開放に関する交渉方法、③国境画定交渉の回避、通商開放後の露清両国間の交渉担当者の確定、情報収集、そして 180 号訓令補遺の、④アムール問題および 1848 年の露米会社船上海寄港事件についての質問があった場合の回答方法に分けられる。これらの訓令の内容の一部に触れる研究はあるが（Gurevich 1983: 270, Aldabek 2001: 101-102 など）、イリでの交渉過程との関連を検討した研究はない。

まず、イリ、タルバガタイの通商開放に関する交渉方法については、訓令に以下のことが述べら

15 モンテネグロ滞在中にコヴァレフスキーは、越権行為としてモンテネグロとオーストリアとの国境紛争の調停を行った。これに関して、ゴルチャコフらの取りなしによってニコライ 1 世からの叱責を受けるのを避けることができた。このコヴァレフスキーがネッセリローデ外相に宛てた報告書が Anisimov（2013: 490-495）に公刊されている。また、コヴァレフスキーはアジア局長在任中から、1845 年に創設されたロシア帝国地理学協会 Imperatorskoe Russkoe geograficheskoe obshchestvo の副議長（在任 1857-1865 年）も務めた。

16 ニコライ 1 世の東方問題への関与については、Anderson（1966）が最も包括的に説明をしている。

れている（OR RNB: f. 356, op. 1, d. 76, ll. 2ob.-14）。

①商館 faktoriia の設置。清朝当局の介入を排除し、中国商人が自由に出入りできる。ただしロシア商品を携行するアジア商人の立ち入りは許可しない。

②領事 konsul ないし通商代表 *torgovyi agent* の任命。領事または通商代表は、ロシア政府が任命し、清朝当局はそれに介入できない。彼らは、ロシア商人の行動を監視し、必要な場合に保護を与える。そして訓令は、「中国と正規の貿易を行うヨーロッパ諸国の大半は、すでにそのような領事、代表をヨーロッパとの貿易に開かれた港に有している。それゆえ我々は今回新規で通例のないものを望んでいるわけではない」と指摘している（OR RNB: f. 356, op. 1, d. 76, l. 6-6ob.）。また、清朝側が領事または通商代表の任命に同意しなかった場合、商取引の最盛期である夏季のみ領事ないし代表を任命する、それでも同意しなかった場合には、商人の監視に必要な委員 *komissar* ないし長老 *starshina* の任命を認めさせるべきという譲歩案を記している。

③ロシア商人の裁判権。清朝領内でのロシア商人の犯罪は、ロシア帝国法にもとづきロシア領内で裁判を実施し、処罰する。この条文は、1792年のキャフタ追加条約に準じて定められるべきである¹⁷。

④清朝領内で死亡したロシア商人の財産は、ロシアの相続人のもとに送り届けること。

⑤隊商の家畜を放牧するための牧地の無償割当。もし有償となった場合には、支払い額を決定する。

⑥ロシア商人の食糧品の自由調達、および、⑦ロシア商人の市内自由通行。中国商人と自由に取引を行うためである。もし清朝当局が同意しない場合には、条文には含めないかたちで、隊商長の発行する通行証を携帯することを条件に自由通行を認めさせる。

⑧無関税貿易。現状では、清朝の税関通過の際と、中国商人との取引の際の二回課税されているが、それらを撤廃する。もし清朝当局が無関税貿易を認めない場合には、課税を一回に限定させる。

⑨商品の管理、取引方法、取引期間に関する規則の制定。

⑩キャフタ条約の敷衍。融資禁止などについて「キャフタ貿易のために定められているような規則 *pravilo* を適用しなければならない」としている。

これらに加えて、イルティシュ川の航行の改善を図るため、ザイサン湖の自由航行を認めさせることが指示されている¹⁸。

次にカシュガルの通商開放に関する交渉方法について述べる（OR RNB: f. 356, op. 1, d. 76, ll. 14-17ob., Aldabek 2001: 101-102）。

清朝側はこれまでと同様の理由、つまり商品が不足し、商人が少なく、内地から離れている（OR

17 おそらくこれは、越境問題については従前の条約による、国境を越えて犯罪を行ったものを捕えたならば国境上で取り調べた上でそれぞれ自国の法律によって処分し、その判決を公告する（吉田 1974: 180）、という同追加条約の規定を指しているのだろう。

18 ただしこれは交渉のダミー材料だったようだ。訓令には「ザイサン湖の航行問題に関する主張を、最終的にはこの点で譲歩して、我々にとってより本質的な他の案件に関して彼ら〔清朝側〕から譲歩を引き出すために利用できるだろう」と述べられている（OR RNB: f. 356, op. 1, d. 76, ll. 13ob.-14）。

RNB: f. 356, op. 1, d. 76, l. 17, 中国第一歴史档案馆 1981: 12) という理由でカシュガルの開放を拒否してくるだろうとした上で、①貿易発展の可能性、②安価なロシア製品の提供を通じた、日用品を高値で購入している現地民の状況改善、③コーカンド人がすでに無関税貿易を許可されていること¹⁹、④隊商路は安全とは言えないが、商人たちは危険を冒しても利益を得ようとしており、彼らを襲撃する道中の諸部族²⁰もまた貿易の発展により利益を受けるだろう、という諸点を交渉で強調すべきとしている。また清朝側の拒否には政治的な理由、とくにロシアのこの地域への進出に対する懸念がある可能性が高いとして、交渉においてはこうした懸念の払拭に努め、かつ露清両国の友好関係を見せつけることで現地民の反乱²¹を抑止する効果があると説明すべきとしている。また、ロシア商人の通行許可を得てカシュガル貿易を試行し、その後貿易が発展してから条約締結を提案することにしてもよいと述べている。

次に国境画定交渉の回避、通商開放後の露清両国間の交渉担当者の確定、情報収集に関する指示について述べる（OR RNB: f. 356, op. 1, d. 76, ll. 17ob.-22ob.）。

まず訓令では、国境画定の問題提起があった場合には、貿易問題以外の全権を受けていないと回答するよう指示されている。つまり、キャフタ条約締結過程で大きなウェイトを占めた国境問題の交渉を避けた。訓令はその理由について、「第一に、こうした交渉が不愉快な説明や衝突を招くのは必至である。第二に、これらの地域において最強の国家であるロシアにとって、中国西部との国境問題を曖昧なかたちに放置したほうがはるかに利益になる。それ〔国境問題〕は先であればあるほど〔解決が〕容易になり、それに取り組みざるを得ない時にはすでに、我々に満足なかたちで終止符を打てるだろう」と述べている（OR RNB: f. 356, op. 1, d. 76, l. 20）。

こうした訓令の背景には、当時ロシアがカザフ大ジュズの支配を確立しつつあり、かつロシア軍がイリ川南岸で軍事作戦を続けていたことが挙げられよう。つまり、1847年ロシア軍はセミレチエ地方にコパル要塞を建設し、コサックを入植させた（バルトリド 1939: 464-465）²²。これにより、アラタウ北麓に徴税吏を派遣し、要塞を建設していたコーカンド・ハン国との対立が始まった。ロシア軍は1850年、1851年の二度にわたってイリ川南方にあったコーカンド・ハン国のタウチュベ

19 1831-1835年にかけて清朝は、コーカンド・ハン国に対して、第一次アヘン戦争後にイギリスなどに与えた以上の諸特権を与えたと言われている（Fletcher 1978b: 367-385）。つまり、①1826年からのジャハンギールの侵入に連座して流刑に処されたカシュガル住民の赦免と帰還の承認、②没収された彼らの土地、家屋、茶葉の返還、③新疆へ入境する外国人に対する支配権の承認、④コーカンドの使節とともに新疆に赴く商人に対する徴税権の承認を与えたとされるが、それらは現地の清朝官員の判断で行われ、道光帝に対してはその承認の事実そのものが隠蔽された（濱田 2008）。

20 とくにクルグズを指していると考えられる。

21 1845年から1847年にかけて続いたクルグズの反乱、およびフェルガナからのワリー・ハン・トラらの聖戦を指していると考えられる（佐口 1963: 510-515）。

22 同年、ロシア軍はシルダリヤ下流域にライム要塞を建設し、アラル海艦隊を創設して、シルダリヤ要塞線の建設を始めた。

ク要塞²³を攻撃し、これを占領、破壊した（Terent'ev 1906: 88-89）。このように、コヴァレフスキーのイリ派遣が決定した当時、カザフ大ジュズに対する影響力確立をめぐる、ロシアとコーカンド・ハン国との間の軍事的衝突が続いていた。

こうした背景を踏まえながら、訓令は以下の点を指摘している。

①清朝側が、コパル要塞建設に対する抗議を行う可能性がある。カザフはロシア帝国臣民である。カザフ自身の証言によれば、彼らは清朝ではなくコーカンドに貢納 *iasak* を納め、またコーカンドから暴虐を受けたため、ロシアに自発的に服従し、要塞の建設を要請した。清朝側はこのことに介入する根拠はない。

②イリ川対岸にある〔コーカンド人の〕タウチュベク要塞に対する〔ロシア軍の作戦〕は、カザフ草原で様々な騒動を起こしているコーカンド人の傍若無人を懲罰するためである。

訓令は、①カザフはロシア臣籍を受け入れていて、清朝に服従しているわけではないこと、②ロシア軍の作戦行動は、ロシア臣民であるカザフの要請によるもので、もっぱらコーカンドに対するものであるという論理を一貫して主張している。一方で清朝当局は、カザフ大ジュズが清朝の臣民であるとの主張のもと、ロシア軍によるコパル要塞の建設に抗議して、ロシア側と往復書簡のやりとりを行っていた（OR RNB: f. 356, op. 1, d. 76, ll. 17ob.-18）。また、1851年4月20日の奕山の奏文にあるように、清朝側は、ロシアがカザフに課税し苦役を課すことで、カザフの遊牧地に影響力を強めていることを認識していた（野田 2011: 250）。

また通商条約締結後の露清両国間の交渉については、清朝の伊犁將軍とロシアの西シベリア総督が担当し、国境問題を含むあらゆる案件について直接交渉を行うものとされた。

最後にコヴァレフスキーには、クルグズの牧地に沿ってカシュガリアへと伸びる隊商路の安全を確保するための情報収集が指示されている。またコヴァレフスキーには、①イリ、タルバガタイでの貿易で利益を上げるための最良の方法、②ロシア商品の価格維持と零細商人の参入による悪影響防止のために、キャプタ貿易で適用されている規則を、イリ、タルバガタイの貿易にも適用する必要性、③ロシア商人の不法取引、密輸、ロシアから中国への金の密輸を防ぐための手段の必要性について、自身の詳細な見解を示すよう求められた²⁴。

また訓令補遺には、アムール問題および露米会社船上海寄港事件についての質問があった場合の

23 1849年コーカンド・ハン国が、コパル要塞の南方350ヴェルスタのカスケレン川岸に建設した要塞を指す（Moiseev 2003: 27）。

24 訓令には明確に述べられていないが、コヴァレフスキーが鉱山技師であったことと関連して、西シベリアからカザフ草原を経由して新疆北部に至る地域での鉱物資源の探索も、彼のイリへの派遣の目的の一つだったかもしれない。ロシア使節には鉱山技師ウランガリ A. G. Vlangali が同行し、1849年からカザフ草原で開始していた鉱物資源の探査を継続している（Zablotskii 2014: 59-60）。また1850年の北京行の成果を踏まえ、コヴァレフスキーは1852年、『鉱業雑誌 *Gornyi zhurnal*』に「北京近郊の石炭探掘と中国の金採掘について O razrabotke kamennogo uglia v okrastrnostiakh Pekina i dobyche zolota v Kitae」と題する論文を公表している（Val'skaia 1956: 152）。

回答方法について、以下のように述べられている（OR RNB: f. 356, op. 1, d. 76, ll. 31-34ob.）。

まずアムール問題に関しては、コヴァレフスキーに全権はないとしながらも、私的な見解として、アムール河口での外国船の測量などの行動への懸念を示し、その流域で領土が接している同川の状況は両国間の重要問題であると回答するよう指示されている²⁵。また1848年に起きた露米会社船の上海寄港事件については、陸上貿易に比べて海上貿易は小さな問題であるが、後者は露米会社がアメリカ植民地から毛皮を運び、中国商品と交換する上で利益がある。そして交渉妥結に近づいたときに、ロシアの海上貿易許可について問題提起するよう指示している。その際「もし、〔中国と一切条約を結んでいないような〕ヨーロッパ諸国すべてが、アメリカ人も同様に、中国の五港で貿易を許されているのであれば、なぜ、まさに何世紀もの中国との友好により、中国政府から特別の配慮を受ける権利を持っている国家であるロシアだけが、その貿易を拒否されるのでしょうか」と問題提起するように述べられている（OR RNB: f. 356, op. 1, d. 76, ll. 33ob.-34）。ここには1843年のキャプタ貿易に関する特別委員会の会議で表明された、イギリスを始めとした欧米諸国の中国市場への進出に対する懸念が示されていると同時に、伝統的な露清間の友好を強調しつつその懸念を払拭しようとする姿勢が示されていると言ってよい。ロシア側はこうした懸念、姿勢にもとづき、「伝統的な」露清関係を規定してきたキャプタ条約の延長線上に伊犁通商条約を位置づけ、そこに新たな要求、つまり欧米諸国並みの権利獲得要求を盛りこもうとした。

III. イリでの条約締結交渉

1. イリ、タルバガタイの開放

以上のような訓令を携えて、コヴァレフスキー率いるロシア使節はサンクト・ペテルブルグを出発し、1851年6月30日ごろカルン線を通して清朝領内に入った。その使節の構成は、全権（コヴァレフスキー）、書記、満洲語通訳（ザハロフ I. I. Zakharov）、漢語通訳兼医師（タタリノフ A. A. Tatarinov）、タタール語通訳、陸軍将校、兵士約30人、御者5人であった（OR RNB: f. 356, op. 1, d. 79, ll. 10-11）²⁶。7月7日彼らはイリに到着し、8日コヴァレフスキーが伊犁將軍の奕山（在任

25 1849年からのムラヴィヨフの命令を受けたネヴェリスコイ G. I. Nevel'skoi の調査により、アムール川が航行可能であると判明し、アムール河口にニコラエフスクなど2つの哨所が建設された。これを受け、1850年にニコライ1世はアムール問題を検討するギリヤーク委員会を設置した。清朝側の攻勢を招くことを懸念したネッセリローデ外相の反対にもかかわらず、1851年1月19日に同委員会は、ニコラエフスク哨所の強化とアムール流域の占領継続を決定した（Quested 1968: 31-32）。このようにコヴァレフスキーへの訓令が出された時点で、ロシア軍のアムール流域の占領が、ニコライ1世に認められたかたちで続けられていた。

26 ザハロフ、タタリノフは、ともに第12次北京伝道団のメンバーであり、条約締結後はそれぞれイリ、タルバガタイの領事に任命された。ザハロフはのちにサンクト・ペテルブルグ帝国大学で満洲語を教授し、1879年『満洲語文法 *Grammatika man'chzhurskogo iazyka*』を刊行した。またタタリノフは、1860年の北京条約締結に際して通訳を務めている（吉田 1974: 214）。

1850-1854年）たちを、9日奕山たちがコヴァレフスキーを訪問して、10日には条約内容に関する審議を開始した（OR RNB: f. 356, op. 1, d. 79, l. 16-16ob.）。

これまでイリでの条約締結交渉の経過は、清朝側の奕山らの奏文をもとに検討が加えられてきた（羽田 1961, 李 2000: 221-222）。一方で、イリでの条約交渉に至る過程および条約の内容を検討した Antonov (1982) や Aldabek (2001: 70-114) は、イリでの交渉経過については検討していない²⁷。実際に、咸豊元年7月23日（1851年8月7日）付の奕山らの奏文には、清朝側が18か条の提案を行い、その後両者の審議を経て17か条の条約案へとまとまる過程は述べられていない（中国第一歴史档案馆 1981: 12-14）。一方、ロシア使節の発信・受信簿によると、7月12日奕山らは18か条の条約案 usloviia を提示した（OR RNB: f. 356, op. 1, d. 79, ll. 17-20ob.）²⁸。その後の交渉は中断を含んで断続的に行われ、7月19日「最終案 ultimatum」として17か条からなる条約案がまとまった（OR RNB: f. 356, op. 1, d. 79, ll. 22ob.-27）。そして7月25日、ロシア側はコヴァレフスキー、清朝側は奕山と布彦泰がこの条約案に署名・捺印した。

7月12日付の清朝側の条約案（ロシア語訳、以下「清朝案」と略す）と7月19日付の最終案（ほぼ7月25日に署名された条文と一致、以下断りが無い場合の条文は「最終案」の条文を指す）、および8月16日付コヴァレフスキーの本国外務省宛報告書に記された条約交渉の解説（OR RNB: f. 356, op. 1, d. 79, ll. 35ob.-41ob.）から、露清間の交渉の争点について検討してみたい。

まず、清朝案と最終案でほぼ露清双方で一致していたのは、第3条（清朝案第4条、無関税貿易）、第4条（清朝案第2条、哨所での査証提示）、第5条（清朝案第3条・第17条、隊商の通行路の指定）、第10条（清朝案第5条、逃亡犯罪人引き渡し）、第11条（清朝案第12条、指定場所での家畜の放牧と管理）、第12条（清朝案第15条、融資の禁止）、第16条（清朝案第16条、交渉担当者）、第17条（清朝案第18条、批准方法²⁹）である。

また清朝側の要求をロシア側が受け入れたのは、第8条（清朝案第13条、商人の滞在期間）、第15条（清朝案第14条、官による羊と綿布の交換）であった。第8条については、清朝側の提案した指定期間（清明節から冬至まで、ユリウス暦で3月25日から12月10日までと換算）でのイリ、タルバガタイでの商人の滞在が認められた。ただし、清朝案では商品が売れ残った場合でも商人は帰国することになっていたが、最終案では、商品が売れ残った場合は領事の監督のもと現地に残ることができることと定められた。また交渉の途上清朝側から提案されたのが、第14条（信仰活動の自由）で、商館における信仰活動の自由およびロシア人が死亡した場合の墓地の割当を規定した。

次にコヴァレフスキーの報告書をもとに、争点となった条文を見てみよう。

まず第1条（清朝案第1条、条約締結の目的）は、清朝案では両国臣民をそれぞれの政府が管理、監視すべきと述べられていたが、最終案では両国の利益と相互の友好を謳うのみとなった。

27 Aldabek (2001: 103-104) は、ロシア側は経済的、清朝側は政治的なそれぞれの利益を主張したと述べているが、清朝案と最終案の内容の違い、交渉経過の詳細は論じていない。

28 この条約案の原文は満洲語であり、本論ではそのロシア語訳のみ参照できた。

29 清朝案では満洲語、漢語が正文とされたが、最終案では満洲語、ロシア語になっている。

第2条（清朝案第7条）は、清朝側が商人間の公正な取引と、官員への手数料・諸経費 proviziia i sodержanie の支払い禁止のみを規定したのに対し、ロシア側は自由貿易と領事任命権を主張した。コヴァレフスキーによると、「中国人たち kitaity は、ロシア人のクリジャ、チュグチャクでの自由貿易 svobodnaia trgovlia と我国領事の任命にやっとう意したが、後者〔領事〕の影響力の低下と自分たちの役人たちの我国〔ロシア〕臣民の事案に対する強制的な介入を容認するよう望んだ」という。結果として第2条にはキャフタ貿易同様の「自由貿易」を清朝領内のイリ、タルバガタイにおいて実施し、かつロシアが両都市に領事を任命することが規定された。

第6条（清朝案第6条、カルン外での隊商の通行）では、コヴァレフスキーによれば、「中国人たちは、カザフ草原において彼らが隊商の安全に責任を持つ地点がどこから始まるのか、つまりどこから彼らの領域が始まるのかを示すよう執拗に要求した。」清朝側は隊商に対する責任を当初アヤグズまで、その後少しずつカルン線に近い地点まで負うと主張したが、最終的に「隊商が中国ないしロシアの臣民のカザフに略奪されても、カザフ草原ではそれ〔隊商〕に何者も責任を負わない」という条文を加えるところまで譲歩した。しかしコヴァレフスキーは、「〔カザフ〕大オルダ〔大ジュズ〕はすべてロシア臣籍に入っていることから明らかなように、このオルダのカザフが中国の臣民であると考えることなどできないし、断じて認めることもできない」ため、「私はこうした要求を受け入れられなかった」という。そして最終案では、「もしロシア人隊商が中国のカルン線外 vne linii kitaiskikh karaulov を通行中、〔カルン線〕外のアウルの盗賊たちに略奪を受けた場合、中国〔清朝〕政府はその審理に介入してはならない」という条文で決着した。この条文のロシア語文の内容は、イリについてはボロ・フジル Boro Hüjir、タルバガタイについてはウジャン Ujan という2つの哨所外での略奪に清朝当局は関与しないことを謳った満洲語文の内容と必ずしも一致しないが、1851年9月に、カザフ大ジュズ監督官ペレムィシュルスキー M. D. Peremyshl'skii は、清朝官員が行っていたカザフの遊牧地の巡邏を停止させており（Moiseev 2003: 26）、ロシア政府は、属地的にはカザフ大ジュズ、属地的にはカルン外のカザフ草原に対する清朝側の権利の主張を断念させる口実として利用したようだ³⁰。

第7条（清朝案第10条・第11条、両国臣民間の紛争解決方法）は、清朝側が刑事犯に対しては、清国法によって犯行現場で処刑することを主張した。しかしコヴァレフスキーは、イリで犯罪に巻き込まれたロシア臣民に対する刑の執行が犯行現場（清朝領内）とする点を不満とし、交渉を中断した（OR RNB: f. 356, op. 1, d. 79, l. 16ob.）。結果としてロシア領事と清朝側が任命する官員が共同で審理し、重大事案については1792年キャフタ追加条約の規定を敷衍することになった。また、第6条では、隊商が清朝領内で財産、家畜を遺失した場合には、ロシア領事と清朝の役人が共同で捜査を行うことも規定されているが、遺失物が清朝臣民の居住地で発見された場合の犯人の処罰については、誰が裁判権を行使するかについて明確に規定されていない。このように、両国臣民が関

30 ただし、露清間でこの地域の明確な国境画定が行われたのは、1860年の北京条約とそれにもとづく1864年のタルバガタイ条約を経てからである（野田 2009: 149-150）。

わった犯罪、紛争の処理に関して、ロシア領事のロシア臣民に対する排他的な裁判権は、重大な刑事事件のみ明確に規定され、その他の事案に関しては曖昧なままであった。

最後に第9条（清朝案第8条・第9条、市内の自由通行権）については、清朝側は当初ロシア商人の商館外での自由通行を認めなかった。コヴァレフスキーはこれを第7条の規定と同様不満として、交渉を中断した（OR RNB: f. 356, op. 1, d. 79, l. 16ob.）。結果として、商人はロシア領事が発行する証明書 *bilet / temgetu šusihe* を携行することで自由通行が認められた。また清朝案になかった商館の設置は、第13条で新たに規定された。

2. カシュガルの開放

イリにおけるカシュガル開放交渉は、不明な点が多い。コヴァレフスキーのカシュガル開放の要求に対し、奕山らは咸豊帝のイリ、タルバガタイの開放は認めるが、カシュガルの開放は認めないとする上諭を奉じ、それまでの拒否の理由（貨物稀少、商賈無多、相距内地僻遠）を繰り返して断固拒否の姿勢を貫いたため、コヴァレフスキーは交渉を断念した点は明らかになっている（羽田 1961: 734, Aldabek 2001: 105）。ただし、双方とも相手側が屈服した、ないし苦境に陥ったかのようには報告しているため、実際の交渉経過は不明である³¹。

いずれにせよ、コヴァレフスキーは、「この〔カシュガル開放〕問題を状況が改善されるまで棚上げし、それに対して中国人たち〔清朝側〕が合意しないからと言って〔交渉を〕中断することなく、専らクリジャ、チュグチャクでの貿易に関しての条約を彼らと締結するように」（OR RNB: f. 356, op. 1, d. 76, l. 23）という訓令の内容に従って交渉したようだ。コヴァレフスキーの報告を受けたネッセリロードも、カシュガル開放問題は今回の交渉で最終決裂になったわけではなく、時間が経てば解決するだろうという認識だった（Aldabek 2001: 105）。結果としてコヴァレフスキーは、カシュガル開放の許可を得られないまま、7月31日イリを出発した（李 2000: 222）。8月14日、コバル要塞に到着し、8月16日付書簡で外務省に、カシュガル開放交渉が最終的に決裂したことを報告した（OR RNB: f. 356, op. 1, d. 79, ll. 29ob., 33ob.）。そして、10月1日サンクト・ペテルブルグに到着し、外務省に新疆における貿易体制の構築と、カザフ大ジュズの統治編制を通じたイリへの陸

31 清朝側の史料によれば、ロシア側のカシュガル開放要求に対し、清朝側は咸豊帝の上諭にはないカシュガル開放は認められず、ロシア側がこれ以上要求するならば交渉を打ち切ると宣言したところ、ロシア側は断念し、その経過を記した文書を受け取ったのち、交渉は順調に進んだ。しかし条約の署名に先立って、ロシア側がカシュガル開放要求を蒸し返したために、清朝側は先に与えた文書を取り返して、通商を一切やめると宣言したところ、ロシア側は沈黙したという（中国第一歴史档案馆 1981: 12-13, 羽田 1961: 734）。一方で、コヴァレフスキーが8月16日に外務省アジア局に送った報告書によれば、清朝側は当初、口頭でカシュガルへの試験的な隊商派遣については猶予が必要と述べたが、後になって断固拒否の姿勢に転じたため、コヴァレフスキーはそれに抗議し、上述の口頭での回答を記した書簡を清朝側に送り、また元老院がこの問題を清朝政府に対して再提起するだろうと口頭で伝達した。これにより理藩院からカシュガル開放について一切交渉を行ってはならないとの指令を受けていた奕山らは、実際には口頭で回答し、かつその内容を記載した書簡を突きつけられたことで、大変な苦境に陥ったと述べている（OR RNB: f. 356, op. 1, d. 79, ll. 29ob.-32）。

路、水路双方の整備を提案した（Aldabek 2001: 105-106）。

このようにロシア側の史料にもとづくという制約はあるが、イリで行われた伊犁通商条約締結交渉では、カシュガルの開放交渉には失敗したが、イリ、タルバガタイの開放に関してコヴァレフスキーに与えられた訓令で、具体的な指示を伴わない⑨⑩を除く、清朝側から獲得すべき権利①～⑧のうち、④⑤⑧は清朝案とほぼ一致し、①②③⑥⑦は争点となったが、争点となった部分はいずれも訓令の内容に沿って条約のロシア語文が作成され、双方の署名を受けた³²。こうしてロシア側は、7月12日付の清朝案にはなかった、①商館 *faktoriia* の設置、②領事 *konsul* の任命、③ロシア臣民に対する裁判権、⑥⑦開放された都市の市内自由通行権を、少なくともロシア語文に盛りこんだ条約の締結に成功したといえよう。

IV. 伊犁通商条約の意義

1. 条約の性格

まず伊犁通商条約の性格について述べたい。同条約は、形式上対等な条約であった（Quested 1968: 36）。また羽田（1961）が明らかにしたように、清朝側は同条約をキャフタ条約の延長線上と見なしており、ロシア側もまたコヴァレフスキーに与えた訓令において、清朝現地当局と望ましくない衝突を生まないよう、融資の禁止などキャフタ条約の規定を敷衍するよう指示していた（OR RNB: f. 356, op. 1, d. 76, ll. 12ob.-13）。交渉の形式・言語についても、キャフタ条約・同追加条約締結過程を踏襲した面がある。ロシア元老院と清朝理藩院の間で書簡のやり取りが行われ、1768年のキャフタ追加条約以降の交渉と同様、会談や書簡のやり取りには満洲語が用いられた³³。

しかし、領事の任命、商館の設置、清朝領内における自国臣民の裁判権、市内自由通行権といった、キャフタ条約・同追加条約には規定されておらず、一方で南京条約以降の欧米諸国との条約では規定されていた条文は、7月12日付の清朝案には含まれていなかったが、締結された条約のロシア語条文には明記された。

ただしここで注意しなければならないのは、正本とされた満洲語、ロシア語それぞれの条文の内容に齟齬がある点である。すでに条約のロシア語文と漢文との間の齟齬を指摘した研究はあるが（Quested 1968: 36-37, 米 2005: 57-60）、ここでは訓令の冒頭に挙げられた領事の任命、商館の設置に関するロシア語文と満洲語文の内容について検討したい³⁴。

32 コヴァレフスキーは7月26日付外務省宛報告書において、「私に与えられた訓令に示された本省の要求は、現地の状況に応じて不可欠なくつかの条文が条約に盛りこまれたこと以外は、すべて満たされました」と述べている（OR RNB: f. 356, op. 1, d. 79, l. 32ob.）。

33 清朝側にロシア語を解する、または十分に書ける人物がいなかった1768年のキャフタ追加条約の場合（柳澤 2003: 29-31）と同様、清朝側にロシア語を解する人物はいなかったが、ロシア側は先述のザハロフが通訳を行った。

34 ロシア臣民の裁判権（第2条のロシア、清朝それぞれの臣民の紛争解決、第7条の両国臣民間の紛争、第

領事 konsul は、ロシア側からすると第2条ではロシア帝国臣民の案件全般に対する権限を有するとされ、その後の領事への訓令では、その地位・待遇がオスマン帝国、ガージャール朝領内に派遣されていたロシア領事と同格とされている（TsGARUZ: f. 1, op. 32, d. 366, l. 81ob.）。しかし満洲語文では第2条で「取引監督に特化したコンスルという官員 cohotoi emu hūda be kadalara kongsul sere hafan」、第8条で「ロシアのコンスル官」、その漢語訳で「匡蘇勒官」という表現が用いられる以外には、第7-9, 11条では「貿易監督官 hūda maiman [または hūda i niyalma] be kadalara hafan」、漢語訳では「管貿易官」と記されるのみで（*Sbornik*: 103-107, 汪, 張 1974: 51-53）、その権限が貿易に限定されているように見える（米 2005: 57）。その後の天津、北京両条約に見える「領事官」（汪, 張 1974: 113-122, 453-468）の語は用いられていない。また商館（hūda maiman (i) ting [満洲語]、貿易亭 [漢語]）の設置は、清朝案にはなく、最終案の第13条で初めて規定された。しかしその第13条においても、ロシア語文に「貿易のために中国に到着したロシア商人は必ず商館 faktorii に滞在しなければならない」とあるのに対し、満洲語文にはただ、ロシア商人は必ず家屋 boo を用うべし、とあるだけである。満洲語文からは、清朝領内においてロシア領事の監督のもと、ロシア臣民が居住、商取引を行うために治外法権を享受する居留地としての商館についての規定を見出すことは難しい。

こうした齟齬はなぜ起きたのだろうか。確かに米（2005: 59）が指摘するように、清朝政府のロシアに対する伝統的観念と現実との乖離、ロシアとの交渉に当たった外交担当者の能力不足、つまりロシア語や当時のロシアの事情に通じた人物がいなかったことが一因であった可能性は高い。しかし、当時のロシアの対清外交のあり方、および通商条約締結の持った意味を考慮すれば、別の見方もできよう。

1830-1860年代のイギリスは、アジア諸国と次々に通商条約を締結し、全世界に自由貿易通商条約網を構築した（毛利 1982: 27, 松井 2002: 281）。1841年のガージャール朝との通商条約、1842年の清朝との間で締結された南京条約と、それに続く追加条約は、そうした通商条約の一部であった。これらの条約は領事裁判権、固定関税率、最恵国待遇を相手側に片務的に規定した不平等条約であった³⁵。そして松井（2002: 282）は、イギリスの非ヨーロッパ諸国に対する自由貿易通商条約の先鞭となった1838年のイギリスとオスマン帝国との間の通商条約について、この条約における「自由」は、イギリスがオスマン側から恵与された伝統的な「商業の自由」に乘じ、それを自己流に再解釈していくなかで出現したものととらえつつ、「自由貿易条約がイギリスの世界戦略に組み込まれた段階で、オスマン帝国が伝統的に授与してきた通商特権 [カピチュレーション] は、イギリス側の武器へと姿を変えた」と指摘している。

10条の逃亡犯罪人の引き渡し、第11条の割譲された放牧地での家畜の管理、第9条の市内自由通行に関するロシア語文と満洲語文の記述には、大きな齟齬は見られない。

35 ただし、通商条約では片務的に規定されながらも、その内容の実体化には時間を要したであろうことが推測できる。片倉（2015）が明らかにした、1839年にイギリスがブーサイド朝と締結した通商条約とその後イギリス領事裁判権制度の確立過程がまさにその例であろう。

1840年代のヨーロッパでは、東方問題（オスマン帝国の領土分割問題）をめぐる、英仏墮露を中心とした西欧諸国間の緊張関係が緩和され、クリミア戦争直前までイギリスとロシアの利害は対仏封じこめで一致していた（Anderson 1966: 110-113）。またロシア政府は、1822年の保護関税導入以降、E. F. カンクリン蔵相（在任 1823-1844年）のもとで保護貿易政策を展開してきた。しかし、オスマン帝国、ガージャール朝、清朝などアジア諸国・諸地域に対してイギリスが自由貿易政策を展開するようになると、それに対抗すべくロシア政府内では、1844年5月カンクリンの後任として蔵相に就任したヴロンチェンコの在任中から、関税引き下げや禁輸品目の削減により自由貿易 svobodnaia torgovlia / fritrederstvo の推進へと転換すべきという声が大きくなり始めた（Struve 2007: 190-193）。

1830年代に成長を始めたロシア工業製品の主力は、織物（ラシヤと綿織物）であった。しかしロシア産織物の輸出は、アジア市場におけるイギリスとの競争に直面した。たとえば、1830年代ロシア産織物はオスマン帝国との貿易の有力商品だったが、すでにイギリスを始めとする西欧諸国からの安価で現地消費者の嗜好に合った綿織物、毛織物との競争にさらされていた。1838年のイギリスとオスマン帝国との通商条約締結を受けて、1841年にロシア政府内でイギリスへの対抗手段が協議されたが、カンクリン蔵相はイギリスより有利な従来の関税率を維持することで十分と考えていた（Kudriavtseva 2010: 84-87）³⁶。しかし、1844年モスクワの織物業者がイスタンブルに派遣した人物は、すでにロシア産ラシヤが現地の人々の嗜好に合わず、買い手がつかないと報告している（Kudriavtseva 2010: 93）。またイラン市場向けのロシア産綿織物輸出は、イギリス産綿織物との競争にさらされ、また現地消費者の嗜好にも合わなかったため、輸出額が1829年の約300万ルーブルから1840年40万ルーブル足らずに低落した（Rozhkova 1949: 184, 塩谷昌史 2014: 168-173）。さらに1840年代の中央アジアとの取引は停滞状況にあった（Rozhkova 1949: 309）。こうして1840年代に入ると、アジア向け輸出の60%前後を占めるようになった清朝治下の中国市場が、イラン、トルコおよび中央アジアの市場に比べて、ラシヤと綿織物を主力商品とするロシア工業製品の主要な販売市場になり（Rozhkova 1949: 180-189, 300-309）、政府内でもそのことについての認識が共有されるようになった³⁷。しかし、1845年後半に新疆に潜入したリュビーモフは、すでに中国商人が同地にもたらすイギリス商品の存在を指摘している（Aldabek 2001: 88）。そのためロシア政府は、伊犁通商条約締結を通じて、南京条約以降現実のものになりつつあったイギリスとの競争で不利な

36 1838年のイギリスとオスマン帝国との間の通商条約では、オスマン帝国からの輸出品に12%、オスマン帝国への輸出品に5%の関税をかけることが規定されていた。しかしすでにロシアは、1830年にオスマン帝国との間で、ロシア臣民によるオスマン帝国領内からの輸出品にかかる関税は一律3%とする取り決めを行っていた（Kudriavtseva 2010: 84-85）。

37 1844年9月22日付でヴロンチェンコとセニャーヴィンがニコライ1世に宛てた上申書に引用したポリカルプ掌院の覚書は、中国市場においてイギリス産織物の価格がロシア産織物よりも安価になるためには時間がかかり、とりわけイギリスとの競争がない中国西部（すなわち新疆）はロシア産織物にとって有望な市場になりうると指摘している（Startsev 2014: 74-81）。

立場に置かれたいよう、1830年代以降成長し始めた織物を主力とする自国工業製品の販路を中国市場に確保することを目指した（Rozhkova 1949: 335-344）。

このような背景を踏まえると、当時のロシア政府には、イギリスとの間での上述のヨーロッパにおける協調を損なうような清朝をめぐる政治的・軍事的対立を避けつつ、同時に清朝領内において自国工業製品の販売を拡大しうる自由貿易を展開する上で、イギリスと同等、ないしそれ以上の諸権利を獲得しようとする動機があったと考えられる。つまり、露清間の貿易は、先行研究においてその「自由貿易」としての性格が認められており（森永 2009）、キャフタ条約は国境キャフタでの無関税貿易など、1830年代からイギリスが自由貿易政策を推進する上でアジア諸国と締結していった通商条約に含まれる固定関税率よりも、ロシアにとって有利な規定を含んでいた。伊犁通商条約は、その規定を引き継ぐとともに、ロシア商人と中国商人の直接取引、商人間の自由意思による価格決定、官の不介入など、それまで清朝が新疆＝西シベリア間の貿易に対して採ってきた統制を「自由化」することを謳っていた。さらに、ロシア使節の発信・受信簿に記載されている7月19日付の最終案の文面を見ていくと、満洲語文の文意に近いロシア語の表現を、領事 *consul*、商館 *factory* に相当する用語に置き換えようとした形跡が見られる³⁸。ここに、オスマン帝国によって与えられた「商業の自由」のイギリス流の解釈と類似した、都合のよい解釈の試みを読み取ることが不可能ではないだろう。

しかし同時にロシア政府は、18世紀に繰り返されたキャフタ貿易停止の経験から、同貿易への悪影響を恐れて、清朝に対して積極外交を展開する余裕はなかった（吉田 1974: 217）。また新疆＝西シベリア方面においては、清朝との境界領域に遊牧するカザフ大ジュズやクルグズに対するロシアの統治は確立の途上にあつた（野田 2011: 221-256）。それゆえロシアは、当時のイギリスがアジア諸国との通商条約で盛り込んでいた片務的な規定を、清朝に対して押しつけることは不可能だった。

クリミア戦争期から積極的に進められたアムール流域の軍事征服、第二次アヘン戦争の過程で締結された天津（1858年）、北京（1860年）の両条約を通じて、ロシアは清朝領内の開港地ならびに新疆における領事裁判権、および関税自主権、最恵国待遇を獲得した。商館はロシア帝国法のもとでロシア臣民が居住、商取引を行うための居留地となり、領事は彼らを管理し、治外法権を行使する外交官になった³⁹。こうして、ロシアが清朝と締結した条約は、ロシア側に有利で実体的な権利

38 たとえば最終案草稿の第2条には、「領事または別の通商代表 *konsul ili drugoi torgovyi agent*」という表現が見られるが、締結後の条文では「領事 *konsul*」のみになっている。最終案の第13条では、「住居と商品倉庫のための場所 *mesto dlia zhitel'stva i skladki tovarov*」の *zhitel'stva i skladki tovarov* に打ち消し線が引かれて *faktorii* に、また第14条で、「自身の家屋に *v svoei podvor'e*」の *podvor'e* に打ち消し線が引かれて *faktorii* になっている（OR RNB: f. 356, op. 1, d. 76, ll. 22ob.-27ob.）。

39 北京条約第6条ではカシュガルの開放と商館 *faktoriia* の設置、放牧地の割譲が規定された。商館は漢語の条約文では「房屋」で、伊犁通商条約の満洲語文の *boo* の漢語訳と同じだが、商館に含まれる具体的な建物の名称が記されている。また第8条では、「イリ、タルバガタイに対して採られている諸規定にもとづき

を伴うものへと変化していった。

2. 「中国西部との通商規程」

伊犁通商条約の締結を受けて、ロシア政府は旅券 *bilet* 発行を通じてロシア商人に対する統制を強化した（Fletcher 1978a: 330）。それは1852年2月5日付でニコライ1世の勅許を受けて公布された「中国西部との通商規程 *Pravila dlia torgovli s zapadnym Kitaem*」に現れている（TsGARUZ: f. 1, op. 32, d. 366, ll. 9-11, Kozhirova 2000: 36-37, Aldabek 2001: 106）⁴⁰。この規程によれば、条約で定められた貿易に参入できるのは、第1、第2、第3ギルド商人（ただし第3ギルド商人については5年間の時限措置）および第1種、第2種、第3種の証明書を持つ農民（ただし第3種の証明書を持つ農民については5年間の時限措置）に限られた。セミパラチンスク、ペトロパヴロフスク、トロイツクの諸税関と、ウスチ・カメノゴルスク哨所が旅券を発行することになった⁴¹。また条約第2条では商人間の自由貿易と、官による不介入をうたっているにもかかわらず、同規程によると領事は、①商品を検査する権限、②商人を自分の法的要求に無条件に従わせる権限を持つことになった。また商人たちは、中国との輸出入品の種類と数量を領事に報告し、商館に商品を保管するため領事に経費を支払う義務を負った。さらに金銀、火器・火薬、アヘン、有価証券の新疆への輸出、新疆からのワイン、ウォッカの輸入が禁止された。そして、商人たちはキャフタ貿易と同様の「商品交換規程 *polozhenie o razmene tovarov*」の作成を検討することが望ましいとされた。

この規程でもう一つ重要な点は、タシュケント商人やコーカンド商人を含むアジア商人に比べロシア商人に有利な関税を設定しようとした点である。1830-1840年代のロシア政府は、アジア商人を誘致する政策を推進した。彼らはカザフ草原での通行税を免除され、ロシアの3か所の国内市場で取引を行うことが認められ、1834年には西シベリアにおいてギルド税を支払うことなく卸売業 *optovoi torg* に従事することが認められた（野田 2011: 190）。しかし1852年の貿易規程により、非ロシア臣籍のアジア人で、伊犁通商条約の規定の適用を求める場合には、1853年以降ギルド登

na osnovanii pravil, priniatykh dlia Ili i Tarbagataia」ロシア領事がカシュガル、ウルガ（現在のウランバートル）にも任命されることが謳われ、領事とロシア臣民の権限が詳細に記述され、刑事犯に対する治外法権が明確に規定されている（*Sbornik*: 163-166, 182-184）。なお、北京条約後の新疆におけるロシア領事の任務の変遷は、Galiev (2011) に詳しい。また北京条約とそれにもとづくタルバガタイ条約では、境界地帯の住民の帰属は属人的ではなく属地的な原理が導入されて、カルン線を露清国境と定め、かつロシアに有利な画定が行われた（野田 2009: 149-150, 柳澤 2010: 88-89）。

40 Kozhirova (2000: 36) は同規程の名称を「中国西部との陸上貿易規程 *Pravila sukhoputnoi torgovli s Zapadnym Kitaem*」としているが、1852年2月22日付財務省から西シベリア総督宛の書簡の写しに付された、印字された同規程条文の冒頭に付された名称は「中国西部との通商規程 *Pravila dlia torgovli s zapadnym Kitaem*」である（TsGARUZ: f. 1, op. 32, d. 366, l. 6）。また Aldabek (2001: 106) は伊犁通商条約の締結に合わせて、清朝側も貿易規程 *pravila torgovli* を作成したと述べているが、その事実は確認できない。

41 Dudnikova (2014: 3) は、ロシアから清朝領内に向かう隊商が、コバル要塞でも旅券を受け取ることができたと述べているが、規程の条文からは確認できない。

録が必要とした上で、ギルド登録をしていないアジア人が中国商品をオレンブルグ、イルティシュ両要塞線に輸入した場合、1817年のアジア税率に応じた関税（茶にはキャフタの関税に20%を加算）を課すことになった。一方ロシア商人には、5年間の期限付ではあったが、輸入品への免税措置が与えられた（ただし茶にはキャフタと同額の関税が課された）。この規程を通じてロシア政府は、「ロシア商人、とりわけ貿易に関して大いに見識、良心、遠望を持ち資本を有する人々」（TsGARUZ: f. 1, op. 32, d. 366, l. 70）を新疆＝西シベリア間の貿易に誘致しようとし、かつ既存の参入者、つまりオレンブルグ、イルティシュ両要塞線と新疆を結ぶ貿易で利益を上げていたタシュケントやコーカンドの商人にロシア臣籍を取得させ、彼らをロシア帝国法の適用範囲に組み入れようとした。駐イリ、タルバガタイのロシア領事への訓令では、ロシア領内を往来して貿易を営む「アジア人」を商館に受け入れ、適切な保護を与え、清朝当局との交渉には必ず領事を介させるとともに、清朝当局に以下のように説明するよう指示が出されている。「これらのアジア人は元来、貿易のため一時的に我国に来て、そして我国から中国西部にやってきたのではない。彼らは以前から我国に住み、ロシア臣民と同様に我国法の保護を受けているから、クリジャとチュグチャクでロシア人に貿易が開かれたことにより、彼らもまた、ロシア商人のために定められた規程に従うことになる」と（TsGARUZ: f. 1, op. 32, d. 366, ll. 70-71ob.）。このようにロシア政府は、すでに大半がロシア臣籍を受け入れていたカザフのみならず、新疆＝西シベリア間の貿易に従事するコーカンド、タシュケントの商人たちの保護をも清朝に対して主張するようになった。またコーカンド・ハン国は、カザフ草原でのロシア軍の攻勢による軍事的圧力のみならず、貿易面においてもロシアからの圧力を受けることになった。そしてロシア軍は、1853年シルダリヤ中流域のコーカンドの要塞アク・マスジドを占領し、翌1854年には現在のアルマトイ市にヴェールヌイ要塞を建設して、カザフ草原南辺におけるコーカンド・ハン国の影響力を排除していった（Terent'ev 1906: 212-259）。

V. おわりに

以上、本論は1851年7月にイリで行われた露清間の伊犁通商条約締結交渉の過程を明らかにし、当時のロシアの対清外交転換の試みの文脈に本条約を位置づける考察を行ってきた。伊犁通商条約は、キャフタ条約の延長線上にありながら、その後ロシアが新疆とモンゴルにおいて陸路貿易上の特権を拡大する基礎となった（吉田1974: 219）。その背景には、同条約の締結を通じて、「伝統的な」露清関係を規定したキャフタ条約の内容を新疆＝西シベリア間の貿易に適用するとともに、イギリスが世界規模で構築していた自由貿易通商条約網に対抗すべく、清朝領内において領事任命権、商館の設置権、市内自由通行権など欧米諸国並みの権利をその条文に盛り込もうとしたロシア政府の継続的な対清外交転換の試みがあった。これらの権利の規定は、同条約の満洲語文とロシア語文との齟齬に見られるように、清朝側の完全な了解の上に成り立っていたものではなかったが、1858年天津、1860年北京の両条約を経て、ロシア側が有利な貿易を展開するための実体化された規定へと変わっていった。

また伊犁通商条約締結とともに、1852年2月5日付で国内向けに公布された中国西部との貿易規程は、条約のロシア語文にもとづいて領事の権限を明確化するとともに、新疆＝西シベリア間の貿易で利益をあげていたタシュケントやコーカンドの商人たちよりも、ロシア臣籍の商人を優遇し、かつ前者にロシア臣籍を取得させる目的を持っていた。これにより、当時カザフ草原南部でロシアの軍事的圧力を受けていたコーカンド・ハン国は、貿易面でもその圧力を受けることになり、1860年代後半のロシアの中央アジア南部の軍事征服の過程で、ロシア帝国の保護国となり、さらに帝国へ併合されていくのである。

*本論は研究課題「伊犁通商条約（1851年）から見たロシア帝国の対清外交」（平成28年度スラブ・ユーラシア地域〔旧ソ連・東欧〕を中心とした総合的研究、北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター）の研究成果の一部である。また、査読者から関連文献の紹介を含めた貴重なご意見をいただき、本論に反映させることができた。ここに記して深く謝意を表したい。

参考文献

文書館略号・一次史料・史料集

OR RNB: Otdel rukopisei, Rossiiskaia natsional'naia biblioteka.

RGAVMF: Rossiiskii gosudarstvennyi arkhiv voenno-morskogo flota.

TsGARUZ: Tsentral'nyi gosudarstvennyi arkhiv Respubliki Uzbekistan.

中国第一歴史档案馆編（1981）『清代中俄関係档案史料選編』第3編上冊，中華書局。

汪毅，張承榮編（1974）『咸豊条約』第2巻，台北，文海出版社。

Anisimov, M. Iu. et al. (eds.) (2013) *Petr II Petrovich Negosh i Rossiia: Russko-chernogorskie otnosheniia v 1830-1850-e gg. Dokumenty*, Moscow: Universitet Dmitriia Pozharskogo.

Sbornik dogovorov Rossii s Kitaem. 1689-1881 gg., Saint-Petersburg: Tipografiia Imperatorskoi akademii nauk, 1889.

Startsev, A. V. (ed.) (2014) *Politika Rossii i Kitaia v Tsentral'noi Azii vo vtoroi polovine XIX-nachale XXI v.*, Barnaul: Az Buka.

二次文献

片倉鎮郎（2015）「19世紀中葉ブーサイド領東アフリカにおけるイギリス領事裁判制度の形成」『東洋学報』97-2, 254-230頁。

ウェ・ペー・サヴィン著，川田秀雄訳（1935）『近世露滿蒙関係史』福田書房。

佐口透（1963）『18-19世紀東トルキスタン社会史研究』吉川弘文館。

——（1966）『ロシアとアジア草原』吉川弘文館。

塩谷昌史（2014）『ロシア綿業発展の契機』知泉書館。

- 塩谷浩一 (2002) 「ロシア帝国外交文書館の中国関係文書について」『満族史研究』1, 92-112 頁。
- (2010) 「キャプタ条約の条文形成過程について」『茨城大学人文学部紀要』9, 55-74 頁。
- 中見立夫 (1996) 「ロシア帝国の外交史料をめぐって」『近代中国研究彙報』18, 79-104 頁。
- 野田仁 (2009) 「イリ事件再考—ロシア統治下のイリ地方 (1871-1881 年)—」窪田順平他編『イリ河流域歴史地理論集—ユーラシア深奥部からの眺め—』松香堂, 141-188 頁。
- (2011) 『露清帝国とカザフ=ハン国』東京大学出版会。
- 羽田明 (1961) 「伊犁通商条約の締結とその意義」和田博士古稀記念東洋史論叢編集委員会 (代表・山本達郎) 『和田博士古稀記念東洋史論叢』講談社, 729-739 頁。
- 濱田正美 (2008) 「北京第一歴史档案館所蔵コーカンド関係文書 9 種」『西南アジア研究』68, 2008 年, 82-111 頁。
- ウエ・パルトリド著, 外務省調査部訳 (1937) 『欧州殊に露西亜に於ける東洋研究史』外務省調査部。
- 麓慎一 (2014) 『開国と条約締結』吉川弘文館。
- 松井真子 (2002) 「東方問題とレヴァント貿易—あるイギリス外交官のみたオスマン帝国—」深沢克己編著『近代ヨーロッパの探究 9 国際商業』ミネルヴァ書房, 261-287 頁。
- 松里公孝 (2008) 「プリアムール総督府の導入とロシア極東の誕生」左近幸村編『近代東北アジアの誕生』北海道大学出版会, 295-332 頁。
- 毛利健三 (1982) 「イギリス資本主義と日本開国—一八五〇, 六〇年代におけるイギリス産業資本のアジア展開—」石井寛治, 関口尚志編『世界市場と幕末開港』東京大学出版会, 25-61 頁。
- 森永貴子 (2009) 「キャプタ貿易に見る露清商人の組織と商慣行」塩谷昌史編『帝国の貿易—18 ~ 19 世紀ユーラシアの流通とキャプター』東北大学東北アジア研究センター, 63-96 頁。
- (2010) 『イルクーツク商人とキャプタ貿易—帝政ロシアにおけるユーラシア商業—』北海道大学出版会。
- 柳澤明 (2001) 「中国第一歴史档案館所蔵のロシア関係満文档案について」『満族史研究通信』10, 38-57 頁。
- (2003) 「1768 年の「キャプタ条約追加条項」をめぐる清とロシアの交渉について」『東洋史研究』62-3, 1-33 頁。
- (2009) 「清朝とロシア—その関係の構造と変遷—」岡田英弘編『清朝とは何か』(別冊『環』16), 191-200 頁。
- (2010) 「ロシアの東漸と東アジア—19 世紀後半における露清関係の転換—」川島真他編『岩波講座東アジア近現代通史 第 1 巻 東アジアの近代—19 世紀—』岩波書店, 79-103 頁。
- (2013) 「1750 ~ 60 年代のキャプタ貿易と関税問題」『早稲田大学大学院文学研究科紀要第 4 分冊』58, 5-18 頁。
- 吉田金一 (1963) 「ロシアと清の貿易について」『東洋学報』45-4, 472-519 頁。
- (1974) 『近代露清関係史』近藤出版社。
- 陳開科 (2008) 『巴拉第与晚清中俄交涉』上海: 上海書店出版社。

- 李齊芳 (2000) 『中俄關係史』台北: 連經出版事業公司。
- 厲声 (1993) 『新疆対蘇(俄)貿易史—1600-1990—』烏魯木齊: 新疆人民出版社。
- 米鎮波 (2005) 『清代西北辺境地区中俄貿易—從道光朝到宣統朝—』天津: 天津社会科学院出版社。
- Aldabek, N. A. (2001) *Rossia i Kitai: Torgovo-ekonomicheskie svyazi v Tsentral'no-aziatskom regione XVIII-XIX vv.*, Almaty: Qazaq universiteti.
- Anderson, M. S. (1966) *The Eastern Question 1774-1923: A Study in International Relations*, London, Melbourne, Toronto: Macmillan.
- Antonov, N. (1982) “K istorii zakliucheniia russko-kitaiskogo dogovora 1851 g. v Kul'dzhe,” S. L. Tikhvinskii (ed.), *Dokumenty oprovergaiut. Protiv fal'sifikatsii russko-kitaiskikh otnoshenii*, Moscow: Mysl', pp. 148-164.
- Dudnikova, A. V. (2014) “Zapadno-sibirskii uchastok granitsy mezhdu Rossiiskoi i Kitaiskoi imperiiami k seredine XIX v.,” *Molodezh' i nauka: sbornik materialov X Iubileinoi Vserossiiskoi nauchno-tekhnicheskoi konferentsii studentov, aspirantov i molodykh uchennykh s mezhdunarodnym uchastiem, posviashchennoi 80-letiiu obrazovaniia Krasnoarskogo kraia*, Krasnoarsk: Sibirskii federal'nyi universitet, pp. 1-4.
- Fletcher, J. (1978a) “Sino-Russian Relations, 1800-62,” J. K. Fairbank (ed.), *The Cambridge History of China, vol. 10, Late Ch'ing, 1800-1911*, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 318-350.
- (1978b) “The Heyday of the Ch'ing Order in Mongolia, Sinkiang and Tibet,” J. K. Fairbank (ed.), *The Cambridge History of China, vol. 10, Late Ch'ing, 1800-1911*, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 351-408.
- Galiev, V. V. (2011) *Rossiiskie konsul'stva v Sin'tsiane (konets XIX-nachalo XX vv.)*, Almaty: Atamūra.
- Gurevich, B. P. (1983) *Mezhdunarodnye otnosheniia v Tsentral'noi Azii v XVII-pervoi polovine XIX v.*, 2nd edition, Moscow: Nauka, Glavnaia redaktsiia vostochnoi literatury.
- Kasymbaev, Zh. K. (1996) *Kazakhstan-Kitai: karavannaia torgovlia v XIX-nachale XX vv.*, Almaty: Ölke.
- Khokhlov, A. N. (1982) “Kiakhtinskaia torgovlia i ee mesto v politike Rossii i Kitaia (20-e gody XVIII v. - 50-e gody XIX v.),” S. L. Tikhvinskii (ed.), *Dokumenty oprovergaiut. Protiv fal'sifikatsii russko-kitaiskikh otnoshenii*, Moscow: Mysl', pp. 99-147.
- (1993) “Torgovlia - prioritnoe napravlenie politiki Rossii v otnoshenii tsinskogo Kitaia,” Z. M. Evsenina (ed.), *I ne raspalas' sviaz' vremen...: K 100-letiiu so dnia rozhdeniia P. E. Skachkova*, Moscow: Nauka, Vostochnaia literatura, pp. 197-229.
- Kozhirova, S. B. (2000) *Rossiisko-kitaiskaia torgovlia v Tsentral'noi Azii, vtoraiia polovina XIX-nachalo XX vv.*, Astana: Evraziiskii gosudarstvennyi universitet im. L. N. Gumileva.
- Kudriavtseva, E. P. (2010) *Russkie na Bosfore: Rossiiskoe posol'stvo v Konstantinopole v pervoi polovine XIX veka*, Moscow: Nauka.
- Kuznetsov, V. S. (1973) *Ekonomicheskaiia politika tsinskogo pravitel'stva v Sin'tsiane v pervoi polovine XIX*

veka, Moscow: Nauka, Glavnaia redaksiia vostochnoi literatury.

- Moiseev, V. A. (2003) *Rossii i Kitai v Tsentral'noi Azii (vtoraia polovina XIX v.-1917 g.)*, Barnaul: Az Buka.
- Quested, R. K. I. (1968) *The Expansion of Russia in East Asia 1857-1860*, Kuala Lumpur, Singapore: University of Malaya Press.
- Ritchie, G. B. (1970) "The Asiatic Department during the Reign of Alexander II, 1855-1881," PhD Dissertation, Columbia University.
- Rozhkova, M. K. (1949) *Ekonomicheskaia politika tsarskogo pravitel'stva na Srednem Vostoke vo vtoroi chetverti XIX veka i russkaia burzhuaizii*, Moscow: Izdatel'stvo Akademii nauk SSSR.
- Sladkovskii, M. I. (1974) *Istoriia torgovo-ekonomicheskikh otnoshenii narodov Rossii s Kitaem, do 1917 g.*, Moscow: Nauka, Glavnyi redaktor vostochnoi literatury.
- Struve, P. B. (2007) *Torgovaia politika Rossii*, Cheliabinsk: Sotsium. 初版は1913年.
- Terent'ev, M. A. (1906) *Istoriia zavoevaniia Srednei Azii*, vol. I, Saint-Petersburg: Tipolitografiia V. V. Komarova.
- Tikhmenev, P. A. 1861. *Isticheskoe obozrenie obrazovaniia Rossiisko-Amerikanskoi kompanii i deistvii ee do nastoiashchego vremeni*, chast' II, Saint-Petersburg: Tipografiia Eduarda Beimara.
- Val'skaia, B. A. (1956) *Puteshestviia Egora Petrovicha Kovalevskogo*, Moscow: Gosudarstvennoe izdatel'stvo geograficheskogo literatury.
- Veselovskii, N. I. (ed.) (1905) *Materialy dlia istorii Rossiiskoi dukhovnoi missii v Pekine*, Saint-Petersburg: Tipografiia Glavnogo upravlenniiia udelov.
- Zablotskii, E. (2014) *Gornoe vedomstvo dorevoliutsionnoi Rossii: Ocherk istorii. Biograficheskii slovar'*, Moscow: Nonyi khronograf.

(しおや あきふみ, 筑波大学人文社会系)